

新石川県立図書館基本構想検討委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 新しい県立図書館の基本構想を策定するため、新石川県立図書館基本構想検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、基本構想に関する事項について、検討を行うものとする。

(組 織)

第3条 委員会の委員は、図書館に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聴取することができる。

(事 務 局)

第5条 委員会の事務局は、石川県企画振興部企画課内に置く。

(そ の 他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。